

議案第 8 3 号

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する  
条例の制定について

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例  
を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律 1 9 号）の  
施行に伴い、過疎地域内の産業の振興を促進するため同法に基づく固定資産税  
の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例  
をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条  
例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が

次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。

（1） 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

（2） 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定にかかわらず、町長は、町税の滞納がある者に対しては、課税を免除しない。

（課税免除の期間）

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

（課税免除の申請）

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定める申請書を免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、固定資産税の課税免除の可否及びその額を決定し、規則で定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、課税免除の申請者又はその決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は調査をすることができる。

(固定資産税の課税免除の取消し又は停止)

第5条 町長は、第2条の規定による課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産税の課税免除を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。
- (2) 町税を納期限までに納付しなかったとき。
- (3) その他固定資産税の課税免除をすることが適当でないと認めるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例

## 【条例制定の目的】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日に施行。

過疎地域の支援制度の一つに、地方税の減収補填措置があり、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した事業者について、条例に基づいて課税免除または不均一課税を行った場合、その減収分について 75% が普通交付税で補填される。

これを受け、過疎地域における地域産業の振興を図るため、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するもの。

## 【適用要件等】

## 1. 事業種別

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業等（情報サービス業、インターネットサービス業、通信販売、市場調査等）
- (3) 農林水産物等販売業
- (4) 旅館業（下宿営業を除く）

## 2. 対象設備

新設又は増設した事業の用に供する家屋、償却資産、家屋の敷地※1、又は建物及びその附属設備の改修※2

※1 土地にあたっては、取得後 1 年以内に家屋建設の着工が必要。

※2 個人事業者又は資本金等の額が 5,000 万円以下の法人に限る。

## 3. 資産の取得時期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

## 4. 適用要件

取得した対象設備の合計額が 500 万円以上。ただし、製造業及び旅館業について法人にあつては、資本金の額等が 5,000 万円を超える場合は、次の区分に応じた金額以上。

対象業種	資本金規模		
	5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超
製造業 旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500 万円以上	500 万円以上	

## 5. 免除期間 課税免除を行った年度から最大 3 か年